

副本

令和6年(ネ)第453号 国家賠償請求控訴事件

控訴人(一審被告) 国


被控訴人(一審原告) 大川原化工機株式会社ほか5名

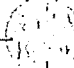
証拠説明書(6)


令和6年2月29日


東京高等裁判所第14民事部イ(二)C係 御中

一審被告国指定代理人

興水将利 

江原謙一 

古川善健 

西方俊平 

略語等は準備書面及び控訴理由書等の例による。

号 証	標 目 (作成者)	作成 年月日	立 証 趣 旨	備 考
丙43	弁解録取書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し R2. 3. 11	一審原告大川原 が、第1事件に 係る警察官の弁 解録取手続にお いて、本件噴霧 乾燥器1につい て、本件要件ハ に当たらない、 あるいは温度が 上がりにくい箇 所があるなどと 供述していな かったこと等	
丙44	供述調書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し H30. 12. 11	■■■■が、警察官 の取調べにおい て、一審原告会 社の噴霧乾燥器 について、本件 要件ハに当たら ない、あるいは 温度が上がり	

				くい箇所がある などと供述して いなかったこと 等
丙45	供述調書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員巡查部長)	写し	H31. 1. 8	■が、警察官 の取調べにおい て、一審原告会 社の噴霧乾燥器 について、本件 要件八に当たら ない、あるいは 温度が上がり にくい箇所がある などと供述して いなかったこと 等
丙46	供述調書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し	R1. 12. 23	■が、警察官 の取調べにおい て、一審原告会 社の噴霧乾燥器 について、本件 要件八に当たら ない、あるいは 温度が上がり にくい箇所がある などと供述して

				いなかったこと 等
丙47	供述調書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 3. 12	亡相嶋が、第1 事件に係る検察 官の弁解録取手 続において、本 件噴霧乾燥器1 について、本件 要件八に当たら ない、あるいは 温度が上がり にくい箇所があ ると供述して いなかったこと 等
丙48	供述調書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 3. 12	一審原告島田が、 第1事件に係る 検察官の弁解録 取手続において、 本件噴霧乾燥器 1について、本 件要件八に当た らない、あるい は温度が上がり にくい箇所があ ると供述し

				ていなかったこと等	
丙49	(旧)日本弁護士連合会報酬等基準 (日本弁護士連合会)	写し	H7.9.11	日本弁護士連合会における旧報酬基準の内容	宮崎県弁護士会のホームページから引用(http://miyaben.jp/wordpress/wp-content/themes/miyaben/img/indication/expenses_kijun.pdf)